

特定非営利活動法人 豊見城市体育協会 倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 特定非営利活動法人豊見城市体育協会（以下「本体育協会」という。）定款3条に規定する目的に従い、豊見城市の体育、スポーツ文化の発展及び青少年の健全育成に貢献すべき重大な責任を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 本体育協会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令の遵守)

第3条 本体育協会は、関連法令及び本体育協会定款、倫理規定その他の規定等を厳格に順守し、社会的模範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第4条 本体育協会の役職員は、公益・公共的活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 本体育協会の役職員は、その職務の執行に際し、本体育協会との利益相反が生じる可能性がある場合は直ちにその事実の開示その他本体育協会が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 本体育協会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 本体育協会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 本体育協会の役職員は、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(倫理委員会の設置)

第9条 本体育協会は、倫理規定の順守を確保するため、定款第32条に規定する四役会に倫理委員会を設置し、倫理上の問題について、本体育協会に対して訴え等があった場合

又は会長の判断により、倫理委員会を開催し、審議の結果を理事会へ報告する。

2 倫理委員会の委員は、会長、副会長、理事長、副理事長とする。

(倫理委員会の機能)

第10条 倫理委員会は、倫理上の問題について、その背景、影響、対応策等を審議し、問題の対応方針及び必要に応じて関係者の処分について意見を付して、理事会へ報告するものとする。

2 倫理委員会が、不利益処分を課すことを理事会へ報告する場合には、当該者の文書による弁明の機会又は意見陳述の機会を設けるものとする。

3 倫理委員会の審議結果は、委員の全会一致で決定するものとする。

(倫理委員会の開催)

第11条 倫理委員会の開催は、会長が招集して開催する。

2 倫理委員会は、原則として全員の委員が出席して開催するものとする。

3 倫理委員会は、委員が出席して開催することが困難な場合には、電子メール、fax等の書面による審議により開催することができるものとする。

(改 廃)

第12条 この規定の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。